

(1) 工具費、會社貸借

カ)

- (一) 臨時、辦事會社ハ一ヶ月未満ノ者ニハ支借セテ返シセヨ
- (二) 半限賞與ニ全社員ニ支借スルコト
- (三) 職員工ノ賞金ニ際シ依ルコト
- (四) 抽字機四機並テ
- (五) 發煙賞與ノ支借 義如限間ニ三ヶ月ニスルコト
- (六) 書機賞與ノ支借 一ヶ月ニ付二日位
- (七) 家庭長給半二回 一回並テ計幾
 - 十半以上ハ一ヶ月位ニ付ス給ニ四日位
 - 五半以上十半迄一日ニ付ス給ニ三日位
 - 三半以上五半迄一日ニ付ス給ニ二日位
 - 一半以上三半迄一日ニ付ス給ニ一日位

財團法人協同會大阪支所

財團法人協同會大阪支所

- (七) 公傷病者ニ日給ノ全額支給
- (八) 呼吸器病ヲ職業病ト認メ公傷手當ヲナスコト
- (九) 病院ノ改善
 - (イ) 診察ヲ親切ニスルコト
 - (ロ) 社宅以外ヘモ往診スルコト
 - (ハ) 從業中診察時間制限撤廢
 - (ニ) 交替日ニ診察スルコト
- (十) 寄宿舎ノ改善
 - (イ) 門鎖ノ廢止
 - (ロ) 女工手先番ノ門限ヲ午後九時迄トシ同後番ノ門限ヲ翌日正午迄トスルコト
 - (ハ) 交替日休業日ノ出入自由
 - (ニ) 強制貯金ノ廢止